平成29年度事業計画

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

平成29年度は、公益財団法人としてより効果的な組織運営を図りつつ、暴力団排除思想の普及啓発、暴力相談の受理等被害者の救済、地域、職域における暴力団排除活動の支援、不当要求防止責任者講習の充実等に重点を置き、次の事業を推進する。

事	業	名	推	進	項	目		抖	隹	進	内	容
1 広	報啓発	活動	広執	B 啓発	活動事	業の	ア		「暴力	団追放滋	賀県民大会	ミ」の開催
事	業		推進	É					期日	: 10月中	旬	
									場所	: 大津市		
									参加	予定数:	約1,000名	
								•	内容	: 功労者	表彰、講演	等
							イ	力	ホーム	ページに	よる広報啓	於発活動
									推進	センター	における活	 動状況
								•	県内	ニュース		
								•	暴力	相談の受	理	
								•	巡回	暴力相談	の開催	
								•	不当	要求防止	責任者講習	冒受講者募集
								•	暴力	追放啓発	ビデオ、D	VVDの貸出
								•	ホー	ムページ	のデータ更	ご 新
							ウ	馬	沢貼り	ポスター	による広報	及啓発活動
								•	J R	各駅の掲	示板を活用	月し暴力団追放推進
								1	センタ	一の業務	内容、相談	後所の開設日時、場
								戸	所等を	月1回程	度掲載	
							工	万	広報啓	発資料の	作成配布	
								•	機関	誌「暴追	しが」の発	经行
								•	各種	暴追資料	の作成配布	์ วี
								•	パン	フレット	、チラシ等	幹の作成配布
								•	視聴	覚資器材	(DVD等	摩)整備
							オ	理	里事会	、評議員	会の開催	
								•	期日	: 平成29	年5月	
										平成28	年度事業報	と ・決算報告等

ı	ı	#1
		・ 期日:平成30年3月
		平成30年度事業計画・予算案等
		カー賛助会員等の募集活動
		・ 講習会、ホームページ、機関誌等を活用し
		て広く賛助会員等を募集し、会員証を交付す
		るなどして、県民ぐるみの暴力団排除活動を
		推進する。
		キ 警察官に対する推進センター認知度向上
		・ 県警察学校において、警察官に対し推進
		センターの活動内容について教養を実施する。
2 組織活動支援	(1) 地域、職域暴追	地域、職域暴追組織の活動支援
事業	組織の活動支援	・ 各種集会、研修会等への参加
		・ 暴力団組事務所使用差止めの請求訴訟に係
		わる活動支援
		・ 暴力団組事務所撤去活動費用の援助
		・ 啓発資料を地域、職域に配布
		・ 各地域、職域に組織されている暴追組織へ
		の活動資金等の援助
		・ DVDの貸出等視聴覚器材による啓発活動
		の推進
	(2) 各地域等におけ	県下各地域の
	る暴追大会等の活	大津地区・草津栗東地区・甲賀湖南地区
	動支援	守山野洲地区・東近江愛知地区・犬上彦根地区
		米原地区・高島地区・袋町(彦根市)・片町(長
		浜市)を対象として地域暴追大会及び暴追パレ
		ード等の開催や暴追活動を支援し、県民の暴力
		排除意識の高揚を図る。
	(3) 企業等を対象に	ア 企業現場における研修会の開催
	した教養の実施	各企業の幹部に研修会の開催を積極的に働
		きかけ、企業現場における効果的な研修会を
		開催する。
		・ 組織犯罪対策課担当者を招へいし、ロール
1	I	l l

	1	プレイングを取り入れた研修の実施
		イ 暴追資料等の配布
		・ 暴力団の不当要求に対する対応要領につ
		ての研修資料を作成配布する。
		ウ 企業等に対する導入策定指導
		・ 個人事業者や企業、行政機関等に対して
		力団等反社会的勢力との契約、取引等を推
		する規定、宣言文等の策定を指導支援する
		エ 策定企業等の拡大
		・ 対象企業等に対して暴力団排除条項案等
		示して具体的に指導する。
		・ 暴追協議会等を通じて組織的に導入策定
		象を拡大する。
		・ 滋賀県企業防衛対策協議会等を通じて組
		的に導入策定対象を拡大する。
3 相談事業	(1) 相談体制の確立	ア 暴力相談体制の整備
	と相談業務の充実	・ 顧問弁護士、暴力追放相談委員による体
	強化	を堅持し、相談業務の充実強化を図る。
		イ 暴力相談業務の利用促進
		・ 各種協議会、研修会、講習等を捉え相談
		業を周知するとともに照会業務の活用を仮
		暴排条例の実効を補填する。
		ウ ホームページによる相談受理の促進
		・ 各広報紙を活用して、推進センターのホ
		ムページの活用を広く県民に対し広報する
		ともに、相談の継続的なフォローを図る。
		・ 巡回相談の開催日程をホームページに掲
		する。
		エー各種広報紙の活用
		・ 各市町の広報用機関紙及び警察のミニ広
		紙に巡回相談日の掲載を依頼し、地域住民
	i	1

・ポスター、チラシを作成配布する。

オ 訪問による相談受理

・ 企業、行政機関を中心として、積極的に訪問し、現場からの声を吸い上げる。

カ 暴力相談の適正処理

弁護士同席による相談受理

非常勤相談委員の効率的運用

民事介入暴力対策研究会の効果的活用

・ 顧問弁護士、警察、県等関係行政機関、日 本司法支援センターとの緊密な連携

(2) 定期暴力相談所 の開設 定期暴力相談所の開設

場所:彦根市民会館等

期日:5月、9月、1月

(3) 民事介入暴力相 談所の開設 滋賀弁護士会、警察本部との共催による民事介

入暴力相談所の開設

期日:11月

場所:湖南地区

(4) 巡回暴力相談所 における相談活動 の推進

(4) 巡回暴力相談所 | 巡回暴力相談所の開設 (7回)

広報紙等を活用した事前広報の徹底

・ 地域暴追住民会議との共催(連携強化)

地元警察署との連携保持

・ 顧問弁護士、相談委員が対応

(5) 少年保護活動の 推進 暴力団への加入阻止、脱退妨害排除対策の推進

・ 県警少年サポートセンターとの連携を図り 各行政機関及び推進センターが発行する機関 紙に、活動概要を定期的に掲載し少年保護活 動に対する県民の意識啓発を図る。

(6) 離脱者援助活動 の推進 ア 暴力団からの離脱対策の推進

警察本部との緊密な連携保持

イ 離脱者等の社会復帰対策の推進

・ 対策協議会の開催~2月

対策協議会、関係機関、企業との連携強化

			ウ 離脱者雇用企業対策の推進
			・ 雇用企業の拡充
			・ 他府県暴追センターとの連携強化
			・ 保護、更正等、関係機関との連携の保持
			エ 離脱及び就労者に対する援助活動の推進
			・ 職場訪問の実施
			・ 雇用主との緊密な連携保持
4	受託事業	不当要求防止責任者	ア 各企業、行政機関を積極的に訪問し、不当要
		講習の実施	求防止責任者の選任を要請する。
		(滋賀県公安委員会	イ 選任時講習の実施 (9回)
		から受託)	ウ 定期講習の実施(10回)
			エ 混合講習の実施 (1回)
			オ 教材等の整備~DVDの新規購入
			カ 講習内容の充実
			・ 弁護士による講習の実施(4回)
			キー会場の選定
			・ 受講者に配意した会場の選定
5	救済事業	被害者援助活動の推	ア 無利子貸付けの実施
		進	・ 暴力団員から受けた有形、無形の被害に係
			る損害賠償請求等訴訟の貸付け
			・ 物的損害に対する修復費用の貸付け
			イ 見舞金の支給
			・ 暴追運動に関して受傷した者に対する見舞
			金の支給
			・ 暴力団員によるお礼参りの被害者に対する
			見舞金の支給
			・ 対立抗争事件に巻き込まれた被害者に対す
			・ 対立抗争事件に巻き込まれた被害者に対す る見舞金の支給
6	研修事業	少年指導委員研修会	
6	研修事業	少年指導委員研修会 の実施	る見舞金の支給
6	研修事業		る見舞金の支給 少年指導委員研修会の開催

		• 8月中旬
		・ 取組状況の意見交換
		暴力団追放滋賀県民大会の開催に向けて
		イ 宿泊事業者暴力団対策部会の開催
		・ 11月下旬
		年末年始に向けての暴力団の施設利用排除
		について
		ウ 公共料金等暴力対策部会の開催
		・ 2月
		・ 不払い、滞納等不当要求事案への対策につ
		いて
	(2) 不当要求関連情	ア 警察との連携を図り、暴力団員による不当要
	報資料の整備	求等関連情報の資料整備
		イ 不当要求情報管理機関との緊密な連絡の保持
	(3) 全国暴追センタ	ア 全国暴追センターの主催する会議、研修会へ
	一等との連携強化	の出席
		イ 近畿ブロック暴追センター連絡協議会への出席
8 暴力団監視事	(1) 暴力団監視活動	ア 暴力追放モニターの委嘱
業	の推進	(地域、職域 10名)
		イ モニター研修会、情報交換会の開催
		• 11月中旬
	(2) 暴力団情報ネッ	ファクシミリー斉通報システムの活用
	トワークの構築	・ 暴追トピックスの発行等による暴力団情報
		の伝達、ネットワークの拡大
	(3) 被害者援助活動	緊急通報装置の活用
	の推進	・ 暴力団関連事犯被害者等に対する援助活動
		を強化するため、緊急通報装置の積極的活用
		を図る。